

**奈良県告示第三百三十四号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年一月十六日

奈良県知事 荒井正吾

区域	区域の名称	区域
下市町新住（○〇四）土石流警戒区	下市町阿知賀（○〇五）土石流警戒	次の平面図のと おり
域	下市町阿知賀（○〇八）土石流警戒	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
下市町新住（○〇一）土石流警戒区	下市町阿知賀（○一六）土石流警戒	次の平面図のと おり
域	下市町広橋（○〇三）土石流警戒区	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
域	下市町新住（○〇二）土石流警戒区	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
下市町新住（○〇四）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
域	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
下市町新住（○〇四）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課

下市町新住（○〇七）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
下市町柄原（○〇六）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
下市町柄原（○〇七）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
下市町柄原（○一一）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
下市町柄原（○一四）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課
下市町丹生（○〇七）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県吉野土木事務所 及び下市町役場総務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。